# 全日本磯釣連盟規約

| | | |
|---|---|---|
| 昭和39年 9月25日 制定 | 昭和63年 5月21日 一部改正 | 平成20年 4月1日 一部改正 |
| 昭和40年 10月23日 改正 | 平成元年 5月20日 一部改正 | 平成21年 4月1日 一部改正 |
| 昭和48年 4月1日 改正 | 平成14年 4月1日 一部改正 | 平成29年 5月27日 一部改正 |
| 昭和53年 2月25日 一部改正 | 平成19年 5月26日 一部改正 | 令和２年 4月1日 改正 |

## 第1章　総　　則

（名 称）

第　1　条　　本連盟は全日本磯釣連盟（略称全磯連）と称し、英文名をオールジャパン・サーフ・アングラーズ・アソシエーション（略称A・J・S・A）とする。

（目 的）

第　2　条　　本連盟は全釣り人の親睦をはかり、釣場、釣技、釣具の研究向上、並びに釣りを通じて健全なレクリエーションの育成と国際親善に寄与することを目的とする。

（事 業）

第　3　条　　前条の目的を達成するため、本連盟は次の事業を行う。

（1）釣りに関する調査研究及び対象魚の保護増殖に寄与する事業。

（2）釣り場環境の整備保全及び漁業者との漁場利用調整に寄与する事業。

（3）全釣り人の親睦を計り特に青少年の健全なるレクリェーションとしての釣りの普及に寄与する事業。

（4）釣り人の保全対策に寄与する事業。

（5）釣りに関する講習会講演会の開催並びに図書及び機関誌の発行に関する事業。

（6）国際親善に寄与する事業。

（7）前記各号に必要な諸施設並びに其の他、本連盟の目的達成に必要なる事業。

（事業所）

第　4　条　　本連盟は東京都千代田区鍛冶町2−9−7に事務所を置く。

## 第2章　組織及び会員

（組 織）

第　5　条　　本連盟は本部（事務局を含む）および支部より成る。

（代表会員）

第　6　条　　団体構成員（磯釣クラブの会員）を有するアマチュア磯釣クラブの代表者を代表会員という。

（支部及び地区）

第　7　条　　本連盟は連盟と代表会員の連絡調整を図るため必要の地に支部を組織することができる。

2.　支部の組織、運営に関する事項は別に定める。

（連盟会員）

第　8　条　　代表会員に帰属する団体構成員（各釣クラブの会員）を全日本磯釣連盟会員と称する。

（入 会）

第　9　条　　本連盟の代表会員になろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添え、所轄支部を経由のうえ第17条に定める会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

（1）　代表者及び構成員の氏名及び住所を記載した名簿。

（2）　その他、本連盟が必要とした書類。

（退 会）　　代表会員は次に掲げる事由により本連盟を退会する。

第　10　条　　（1）　自クラブが解散したとき。

（2）　第11条により除名されたとき。

（3）　会費を1年以上納入しないとき。

2.　退会は所轄支部を経由して提出するものとする。

（除 名）　　代表会員に次の各号の行為があるときは、理事会において出席者の4分の3以上の同意を得てこれを除名することができる。

第　11　条

（1）　本連盟の名誉をき損し、又は秩序を乱したとき。

（2）　本連盟の規約（以下「規約」という。）又は第25条に定める総会の議決を無視する等、本連盟の代表会員としての義務の履行を怠ったとき。

2.　会長は、除名の決議があったときは、その旨を代表会員に書面をもって支部を経由して通知するものとする。

（登録料）　　代表会員は入会に際し、連盟会員1名につき300円の連盟登録料を納付しなければならない。

第　12　条

（会 費）

第　13　条　　代表会員は会費を次の各項により支部を経由して納入するものとする。

（1）連盟会員会費　1名につき1ヵ年　　4,800円

但し、年度の中間にて入会する場合の会費は月割計算とする。

（2）会費の納期は毎年4月1日より5月31日迄とする。

（会費の不返還）

第　14　条　　既納の登録料及び会費は代表会員及びクラブ構成員の退会、除名の場合においてもこれを返還しない。

（届 出）

第　15　条　　本連盟に代表会員及びクラブ構成員の名簿を備えて氏名住所を記載する。記載事項に異動があった場合はすみやかに訂正する。

2.　代表会員は代表会員及びクラブ構成員名簿の記載事項について異動があったときは、その旨を記載した届出書を所轄支部を経由して本連盟に提出しなければならない。

（名誉会員･特別会員）

第　16　条　　本連盟に名誉会員、特別会員を置く。

2.　名誉会員は学識経験のある者、又は釣りに関し特に功労ある者のうちから理事会の議決により決定する。

3.　特別会員は個人で年100,000円以上を本連盟に寄付した者、又は寄付に準じる行為をした者を理事会の議決により決定する。

## 第3章　役　　員

（役員の定数及び選任）

第　17　条　　本連盟に次の役員を置く。

理事会長　　1名

理事副会長　　若干名

理事支部長　　支部数

監　事　　2名以上4名まで

但し、理事は第5項に定める理事数を除く

2.　理事は各支部において代表会員の推薦により支部の代表者（以下「支部長」という。）になった者とする。

3.　理事会長（以下「会長」という。）の選出は代表会員及び代表会員経験者から推薦し、会長立候補者として理事の互選により選出する。

4. 理事副会長（「副会長」という。）は会長が代表会員及び代表会員以外から選任するものとする。
5. 会長は必要と認めるとき、第1項に定める理事のほか代表会員及び代表会員以外から理事7名以内を選任することができる。
6. 監事は代表会員又は代表会員経験者から立候補者として理事の互選により定める。
7. 監事は他の役員を兼ねることができない。

（役員の職務及び権限）

第　18　条　会長は本連盟を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会務を総理し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行なう。
3. 理事は理事会を組織し、会務を執行する。
4. 監事は会計及び会務の執行を監査し、不正を発見したときはこれを総会に報告する。

（役員の任期）

第　19　条　役員の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 補欠又は増員役員の任期は、前任者又は現任者の残存期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。
4. 役員は会員たる資格を喪失したとき役員の地位を失うものとする。

（役員の解任）

第　20　条　役員は本連盟の役員としてふさわしくない行為をしたとき、その他特別の事由のあるときは、総会の議決を経て解任することができる。

（役員の報酬）

第　21　条　役員は無報酬とする。

（代表権限の制限）

第　22　条　本連盟と利益の相反する事項については、会長又は副会長は本連盟を代表する権限を有しない。

（顧問及び相談役）

第　23　条　本連盟に顧問及び相談役を若干名置くことができる。

2. 顧問及び相談役は理事会の議決を経て本連盟に功労のあった者、又は学識経験者のうちから会長が委嘱する。
3. 顧問及び相談役は本連盟の会務の運営に関する重要事項について会長の諮問に応じて意見を述べ、又は理事会に出席して意見を述べることができる。
4. 顧問及び相談役の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

## 第4章　会　　事

（種 別）

第　24　条　　会議は総会、理事会及び専門部会とする。

（総会）

第　25　条　　総会は定時総会、臨時総会の2種とする。

2.　定時総会は、毎事業年度終了後、3ヶ月以内に開催する。

3.　臨時総会は次の各号に定めるときに開催する。

（1）　代表会員総数の3分の1以上又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

（2）　理事会において必要と認めたとき。

（3）　会長が必要と認めたとき。

（総会の招集）

第　26　条　　総会の招集は会長名により開催日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面をもって代表会員に通知しなければならない。

2.　前条第3項第1号の請求があったとき、会長は請求があった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

3.　総会の招集は、開催日の2週間前までに、その会議の目的たる事項、日時、及び場所を記載した書面をもって代表会員に通知しなければならない。

（総会の議長）

第　27　条　　総会の議長はその総会において出席した代表会員の中から選任する。

（会議の議決方法）

第　28　条　　総会の決議は理事及び代表会員の3分の1以上が出席し、その出席者の2分の1以上の多数をもってしなければならない。

2.　総会における理事及び代表会員の議決権は1人につき各1個とする。

（書面又は代理人による議決）

第　29　条　　理事及び代表会員はあらかじめ通知された事項につき、書面により議決権を行使することができる。

2.　前項の書面は総会の開会時までに到着しないときは無効とする。

3.　理事及び代表会員はあらかじめ通知された事項につき、代理人により議決権を行使することができる。

4.　前項の規定により議決権を行使する代理人は代理権を証する書面を本連盟に提出しなければならない。

5.　第29条の規定により議決権を行使する者は出席者とみなす。

（総会の議決事項）

第　30　条　　総会は次の各号に掲げる事項を決定する。

（1）　規約の改廃。

（2）　事業報告、収支決算及び財産目録の承認。

（3）　事業計画及び収支予算の決定。

（4）　その他必要な事項。

（利害関係者の排除）

第　31　条　　総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

（総会の議事録）

第　32　条　　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（1）　総会の日時及び場所。

（2）　代表会員の現在数及び会議に出席した代表会員の数。

（3）　議案。

（4）　議事の経過の概要及び結果。

（5）　議事録署名の選出に関する事項。

2.　議事録には、議長及び出席した代表会員の中からその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

（理事会）

第　33　条　　理事会は理事をもって構成する。

2. 理事会は定期開催は行わない。

3. 理事会は会長が必要と認めたとき、又は理事の現在数3分の2以上が会議の目的たる事項を示して会長に対して理事会の招集を請求したとき会長が招集する。

4. 理事会の議長は会長がこれにあたる。

5. 理事は代表会員を代理人と定め議決に加わることができる。

6. 理事会は第34条の議決事項につて全て書面決議とすることができる。

（理事会の議決事項）

第　34　条　　理事会は次の各号に掲げる事項を決定する。

（1）総会の招集及び総会に付議すべき事項に関すること。

（2）総会の議決した議事の執行に関すること。

（3）会務を執行するための計画、組織及び管理の方法に関すること。

（4）諸規定の制定または改廃に関すること。

（5）本連盟への入会、退会の審査並びに決定。

（6）本連盟の後援並びに協賛に関する決定。

（7）本連盟の釣魚記録の認定。

（8）本連盟発展の為に必要なる事業の企画。

（9）本連盟所属会員の登録。

（10）支部の設立申請に関する決定。

（11）その他会務の執行に関する事項で理事会が必要と認めた事項。

（定足数）

第　35　条　　理事会は理事3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

（規定の準用）

第　36　条　　第26条第3項（総会の招集）、第28条（会議の議決方法）、第29条（書面又は代理人による議決）、ならびに第32条（総会の議事録）の規定は理事会に準用する。

（専門部会）

第　37　条　　会長は事業の円滑な運営を図るため必要と認めたときは、理事会の議決を経て専門部会を置くことができる。

2. 専門部会に関する必要事項は理事会で別に定める。

## 第5章　業務の執行及び会計

（事務局）

第　38　条　　本連盟に事務局を置く。

事務局に関する規定は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

2. 事務局に所要の職員を置き、会長が任免するものとする。

3. 職員の給与に関しては理事会の議決を経て、会長が定める。

（事業年度）

第　39　条　　本連盟の事業年度は1月1日に始まり、12月31日に終る。

（業務の執行方法）

第　40　条　　本連盟の業務の執行方法については、総会において定める規定によるほか、理事会において定める。

（資産の構成）

第　41　条　　本連盟の資産は次の各号に掲げるものをもって構成する。

（1）会費

（2）寄附金品

（3）その他の収入

（経費の支弁）

第　42　条　　本連盟の経費は前条の資産をもって支弁する。

（資産の管理）

第　43　条　　本連盟の資産は会長が管理し、その方法は理事会において定める。

（事業計画及び収支予算）

第　44　条　　会長は毎事業年度の事業計画及び収支予算案を作成し、総会に提出しなければならない。

（事業報告及び収支決算）

第　45　条　　会長は毎事業年度終了後、遅滞なく次の各号に掲げる書類を作成し、監事の監査を受け総会に提出し承認を求めなければならない。

（1）事業報告書

（2）財産目録

（3）収支決算書

2.　会長は前項の書類を事務所に備え付けて置かなければならない。

# 支部設置承認規定

昭和49年 11月29日 制定
平成21年 4月1日 一部改正
令和2年 4月1日 改正

第 1 条　支部の設置に関しては本規定に拠るものとする。

第 2 条　支部設置の申請をするには所定の申請書に記入のうえ、必要書類を添付して本連盟に届出するものとする。

第 3 条　理事会は支部設置申請書に基づき審査の上設置の可否を決定する。

第 4 条　理事会に於ける審査の基準は次の通りとする。

1. 支部の事業活動が自主的に運営出来ること。
2. 支部設置の最小単位は1都道府県に1支部であること。
3. 支部を構成する連盟会員は、全員が釣り保険及び海事共済会に加入しなければならない。
4. 新設支部の設置に当っては、既存の隣接の2支部より推せん状を添えて申請するものとする。

第 5 条　本規定は理事会の審議を経て改廃することができる。

# 海難事故対策共済会規約

（略称 海事共済会規約）

## 第1章　総　　則

（名称）

第　1　条　　本会は全日本磯釣連盟（以下全磯連という）海難事故対策共済会（以下海事共済会という）と称す。

（目的）

第　2　条　　海事共済会は本会々員の釣り場事故に対し第13条に定める共済制度を適用することを目的とする。

(事務所)

第　3　条　　本会の事務所を全磯連の本部事務局内におく。

## 第2章　組織および会員

（組織）

第　4　条　　本会は全磯連の連盟会員をもって構成し、本部事務局の海事部に所属する。

（会員）

第　5　条　　連盟会員は凡て海事共済会に加入して会員とならねばならない。

（退会）

第　6　条　　連盟会員の資格を失ったものは、本会々員の資格も失ったものとする。

（会費）

第　7　条　　本会々員は次に定める会費を全磯連の支部又は地区を経由して納入するものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 初年度加入の場合 | 1ヶ年 | 300円 |
| 継続加入の場合 | 1ヶ年 | 200円 |

但し年度の中間に於いて入会する場合も会費の月割計算はしない。

2.　会費の納期は毎年4月1日より5月31日までとする。

3.　継続加入の場合納入期限を過ぎても会費未納の者は本会々員たる資格を喪失するものとする。

（会費の不返還）

第　8　条　　既納の会費は会員が退会する場合でも返還しない。

(届出)

第　9　条　　海事部に本会々員名簿を備えて、会員の氏名、生年月日、住所を記録する。記載事項に変動があった場合は速やかに名簿の訂正を行なうものとする。

2.　代表会員は所属の本会々員に関し名簿の記載事項について異動があった場合は、その旨を記載した届出書を所轄支部を経由して速やかに海事部に提出しなければならない。

## 第3章　業務の執行

（運営）

第　10　条　　本会の業務は事務局長の指揮の下、会長の承認を得て海事担当役員がこれに当る。

2. 業務の執行に当り詳細は事務局運営規定による。

（審議会）

第　11　条　　本会の事務処理および資金の運用、配布に厳正を期するため海事審議会を設ける。

2. 審議の構成員の選定は、本会々員の中から会長が指名委嘱する。

3. 審議会は必要に応じ会長が招集するものとする。
ただし共済資金の支出があった場合は、その発生後最初の理事会の開催日までに審議会を招集するものとする。

4. 事務局長は本会の業務の執行、資金の運用、支出に関する資料を審議会に提出して追認を得なければならない。

5. 会長は本会の業務の執行、資金の運用、支出並びに審議事項に関し理事会に報告するものとする。

## 第4章　共済金

（共済金の支給）

第　12　条　　会員に事故があった場合は、本規約に定める各項により、会員またはその遺族に対して共済金を支給するものとする。

2. 釣り場事故に対し、応急資金として1件100万円を限度として会長の承認を得て資金の貸付をすることができる。

3. 前項の貸付は支部を経由して行なうものとする。

4. 前2項による貸付金は共済金の支給の際精算を行なうものとする。

（共済金の支給区分）

第　13　条　　共済金は会員1名に付次の区分により支給する。

1. 死亡共済金
会員が釣り場での事故により死亡した場合で1率20万円を支給する。

2. 捜索共済金
会員が釣り場で遭難した時から救助または死体発見収容までの経過時間により次の区分により支給する。

| | |
|---|---|
| イ、事故発生より3時間以内 | 5万円 |
| ロ、事故発生より24時間以内 | 10万円 |
| ハ、爾後1日を加える毎に | 5万円 |

但し最高限度額を30万円とする。

3. 負傷共済金

会員が釣り場で負傷した場合は支部の申請により次の区分により支給する。

| | |
|---|---|
| イ、6ヶ月以上入院加療の場合 | 18万円 |
| ロ、5ヶ月以上入院加療の場合 | 15万円 |
| ハ、4ヶ月以上入院加療の場合 | 12万円 |
| ニ、3ヶ月以上入院加療の場合 | 9万円 |
| ホ、1ヶ月以上入院加療の場合<br>若しくは3ヶ月以上通院加療の場合 | 5万円 |

4. 共済金の支給にあたりては前3項を累積適用することもあるが、支給総額は50万円を超えないもとのする。

（共済金支給の欠格）

第　14　条　　次の場合は共済金を支給しない。

1. 無謀に起因する事故

2. 故意又は重大な過失による事故

附　　則　　この規約の一部改正は平成21年4月1日から実施する。

# 海防第三号

昭和39年９月１日 補正改正　　平成４年11月14日 補正

昭和44年２月18日 ２－（３）項目改正　　平成12年５月27日 補正

昭和51年６月13日 補正改正　　令和２年４月１日 補正

全日本磯釣連盟

## 1. 出漁の心得

（1）　常に新しい気象情報を入手し、天気図を検討すること。なお、現地測候所、気象台の天気予報をも聴くこと。

（2）　現地では、職漁者や渡船業者の予報、注意事項を充分尊重し、独断で強行出漁することは避けること。

（3）　釣り場における海象の特殊性、特に磯波の特殊事情を事前によく調べておくこと。

（4）　視界不良の暗夜や濃霧の際の出漁は避けること。但し、これらの場合にあっても、安全で且つ天候急変の際にも充分退避出来る場所については、この限りではない。

（5）　単独に出漁することは、避けること。

## 2. 釣り場及び渡船の心得

（1）　渡船を利用する場合は小型船舶検査機構検査済みの船舶を利用するとともに、乗船中は救命胴衣着用、当該船舶の定員の遵守、海中転落の防止、船長の指示事項の遵守等に注意すること。

（2）　釣り場では、救命胴衣を着用し、救命綱は身辺に置き、常に緊急に備えること。

（3）　釣り場では、予め非難場所を選定しておくとともに、海中に転落したときの上陸地点を調べておくこと。

（4）　釣り場では、天候や海象の急変に注意するとともに、天候や海象が悪化して渡船業者から注意があった場合、又は渡船が緊急避難の標識旗（紅色旗）を掲げた場合には、直ちに退避のため乗船準備をすること。

（5）　磯すべりを防止するため、足ごしらえには特に気をつけること。

## 3. 必携品の心得

次の救命用品等は必ず携行のこと。

イ. 救命胴衣(十分に浮力のあるもの)

ロ. 救命綱(90 kg破断以上の強度のもの)

ハ. 呼子笛

ニ. 懐中電灯

ホ. 救急医薬品

ヘ. 信号旗(黄色又はオレンジ色)

ト. 通信機器(スマートホン等)

## 4. 緊急避難の心得

(1) 緊急避難又は救助を要する場合は、次の要領により信号を発すること。

イ. 呼子笛は断続音を繰り返し吹き鳴らすこと。

ロ. 信号旗(黄色又はオレンジ色)或はこれに準ずるものを竿につけ、左右に大きく振りつづけること。

ハ. 夜間は懐中電灯にて大きく円を描き続けること。

## 5. その他

(1) 出漁の際には、事前に所属団体に日時及び場所を通知しておくこと。

(2) 海難防止委員や(財)日本海洋レジャー安全･振興協会認定のフィッシング海上安全指導員の注意や指示事項については、所属の如何を問わず尊重すること。

(3) 海防第3号は釣り人は海難から守る基本的なルールである。厳に遵守すること。

(4) 海難事故は局番なし電話番号「118」で海上保安庁に通報すること。

イ.通報の際は、氏名、いつ、どこで、何が起ったかなど明確に伝えること。

# 釣魚表彰規定

平成18年１月1日改正　　平成20年１月１日改正

平成30年１月1日改正　　令和２年４月１日改正

全日本磯釣連盟

全日本磯釣連盟（以下「連盟」という。）会員の釣果に関する表彰はつぎに定めるところによる。

（資格対象）

第　1　条　会員が磯･浜･防波堤等において釣竿をもって釣った、附則第3項の別表釣魚、大型賞基準（以下「別表」という。）に定める魚種の全長により支部で規定する審査確認票及び魚拓を確認の上、本規定の各条項に基づいてその会員を表彰する。

（条 件）

第　2　条　表彰の対象となる釣魚は、原則として会員が1本竿を用い釣りあげたものでなければならい。
ただし、特に定められた大会、地域、期間、魚種等についてはこの限りではない。

（審査の請求）
第　3　条

1. 釣魚の審査を請求しようとする会員は、支部が指定し連盟に申請した検量所(以下「指定検量所」という。）で検量を受けた対象魚の魚拓を作成し、審査確認票（検量票）に魚拓を付して釣魚日より上期（1月1日～6月30日）は7月末日まで、下期（7月1日～12月31日）は翌年の1月末日までに支部ごとにまとめて本部事務局に到達するよう審査を請求しなければならない。
2. 審査確認票には釣人氏名、支部名、所属会名及び釣場及び1名以上の現認者名を記載し、所定検量所で魚名、全長及び重量の記載及び証明印を受けたものとする。
3. 魚拓には別表に定めるカタカナによる魚名の他、釣日、釣場、全長（センチメートル単位ミリメートルまで）、重量（キログラム単位グラムまで又はグラム単位）、クラブ名、釣人名、1名以上の現認者名び支部名を記載する。
前述の記載事項のないもの、必要以上の事項を記載したものは審査の対象から外す場合がある。
4. 魚拓用紙をつないで作成したものは審査の対象から外すものとする。

（表彰と実施）

第　4　条

1. 表彰は別表に定める各魚種ごとの年間チャンピオン賞並びに大型賞及び日本レコード賞とする。
2. 年間チャンピオン賞は前条第１項に定める、上期及び下期を通して審査請求のあったものから最大全長魚とし、年度末定時総会において表彰する。
3. 大型賞は、前項の期間に審査請求のあった者の各魚種の大型基準をオーバーした釣魚について認定し、年度末定時総会終了後に各支部を通して認定書及び記念品を以て表彰する。

4. 審査請求のあった大型賞認定が複数枚ある場合,その記録の全てを定時総会時の資料に掲載する。

5. 日本レコード賞

連盟認定日本記録を更新した釣魚に対しては、年度末定時総会において日本レコード賞として表彰する。

**別　表（大型賞基準）**

（　　）内は同様取扱

| 魚種（呼称カタカナとする） | 全　　長 | 魚種（呼称カタカナとする） | 全　　長 |
|---|---|---|---|
| イシダイ | 60cm | キス | 27cm |
| イシガキダイ | 60 | カレイ | 35 |
| カンダイ | 80 | クエ（モロコ） | 100 |
| オナガメジナ | 53 | リラアジ | 120 |
| クチブトメジナ（オキナメジナを含む） | 45 | ヒラマサ | 100 |
| クロダイ | 50 | マダイ | 70 |
| スズキ | 75 | | |
| ブダイ | 45 | | |
| ニベ（イシモチ） | 33 | | |
| アイナメ | 35 | | |

# 釣魚計量審査基準

平成18年１月１日一部改正

令和２年４月１日改正

全日本磯釣連盟

本基準は全日本磯釣連盟釣魚表彰規定（以下「本規定」という。）に基づき、連盟釣魚計量基準に関する要項を定める。

（現物審査）

第　１　条　　年間大型賞及び各種大会等における釣魚の現物審査は次に定めるところによる。

1. 審査は、審査のために設けられた場所並びに時間内に、会員本人の釣魚現物を提示して審査請求が為された釣果のみが対象になる。この際著るしく鮮度不良の魚及び釣技等に不正があったとされたものは審査により除外される。
2. 審査には、支部が任命した計量審査員が当り、①魚種を確認し、②釣魚の全長（魚体中央投影長）並びに重量を正確に測定する。

（魚拓審査）

第　２　条　　魚拓による審査の請求並びに審査は次に定めるところによる。

1. 審査を請求する釣魚は、支部で定められた魚拓用紙により本規定第３条第３号に基づき魚拓を作成し検量票に付して支部事務局へ提出しなければならない。
2. 審査の請求には検量票に魚拓を付して各種大会等の提出期限まで（本規定の大型賞基準に該当する場合は審査確認票に魚拓を付して本規定第３条第１号に規定する提出期限まで）に本部事務局へ提出しなければならない。

（審査事項）

第　３　条　　審査に関する要項は次に定めるところによる。

1. 魚種ごとの審査比較は体長（全長）を主とし、同長の時は体重を比較する。同長、同重量のときは、届出日時、釣魚者の長幼をもって決する。
2. 審査対象魚種ごとの体長基準は別表釣魚放流基準（〇印大型賞対象魚）（以下「別表釣魚放流基準」という。）による。
3. 原則として同一魚種の重賞は認めない。ただし特段の定めある大会等については、この限りではない。
4. 審査請求時点で、その年度会費未納のときは当該審査請求者を会員と見做さない。
5. 別表釣魚放流基準に定める制限体長（全長）以下の釣魚を放流しない会員の審査請求は却下することができる。

別表　釣魚放流基準（○印大型賞対象魚）

| 魚　　種 | 全　　長 |
|---|---|
| ○イシダイ | 30cm<br>以下 |
| ○イシガキダイ　（クチジロ） | 30 |
| ○カンダイ | 40 |
| ○メジナ（オキナメジナ・クロメジナ） | 20 |
| ○クロダイ（キチヌ・キビレ） | 20 |
| ○スズキ　（セイゴ） | 20 |
| ○ブダイ | 20 |
| ○イシモチ　（ニベ） | 20 |
| ○アイナメ　（アブラメ） | 20 |
| ○キ　　ス | 10 |
| ○カレイ | 20 |
| ○クエ　（モロコ） | 30 |
| ○マダイ | 25 |
| ○ヒラアジ | 30 |
| ○ヒラマサ | 30 |

| 魚　　種 | 全　　長 |
|---|---|
| ウミタナゴ　（オキタナゴ） | 10cm |
| ヒラメ | 15 |
| ア　オ　（アオブダイ） | 30 |
| カワハギ | 10 |
| イスズミ | 20 |
| カサゴ　（アタギス） | 15 |
| メバル | 10 |
| ヤナギ　（アオギス） | 15 |
| タカノハダイ | 15 |
| メイチダイ | 15 |
| イサキ | 15 |
| アカハタ（ホシハタ・アズキマス） | 15 |
| ニザダイ　（サンノジ） | 30 |
| フエフキ　（ハマフエダイ・イトフエダイ）（タマミ） | 30 |
| | |

# 釣魚計量審査の手引き

平成18年１月１日一部改正
令和２年４月１日改正

この手引きは、全磯連釣魚計量審査基準第1条第2号に基づいて、釣魚の検量の仕方を明示し、正確で公正な検量が為されることを目的とする。

（1）　釣魚の長さを計るには、検量魚1尾の魚体の頭部を左に向け、背部を上方にして検長器上に置き、検長器の計測基点縦板に魚体の唇先を接して魚体の中心を検長器中央に位置させ、自然の状態で最長部を計る。（別添図面）

（2）　釣魚の重量を計るには、検量魚1尾の魚体に異物が付着してないことを確かめたうえ、空秤で0gの確認をしたうえ、魚体を秤に乗せ、指針が完全に静止した目盛を計る。

（3）　計量審査は、支部長が任命した計量審査員立合いの下で行われその認証を得なければならない。

（4）　他支部での釣魚は、他支部の検量を受けて、自支部の検量に代えることもできる。

（5）　魚拓審査は、魚拓に記載された事項ならびに魚拓を審査する。審査責任者が審査する魚拓に、明らかな過誤または著しい差異を認めたときは、当該魚拓を審査の対象から外すことができる。

（6）　魚拓審査提出について、魚拓は魚拓用紙中央に自然な形で平行になるようにし（斜めにしない、別添図面2を参照）、魚名はカタカナで記載し、釣魚計量審査に基づき正確に審査された検量票、大型賞にあっては併せて審査確認票を添付し、その記載事項等必要事項を記入しなければならない。

（別添図面1）

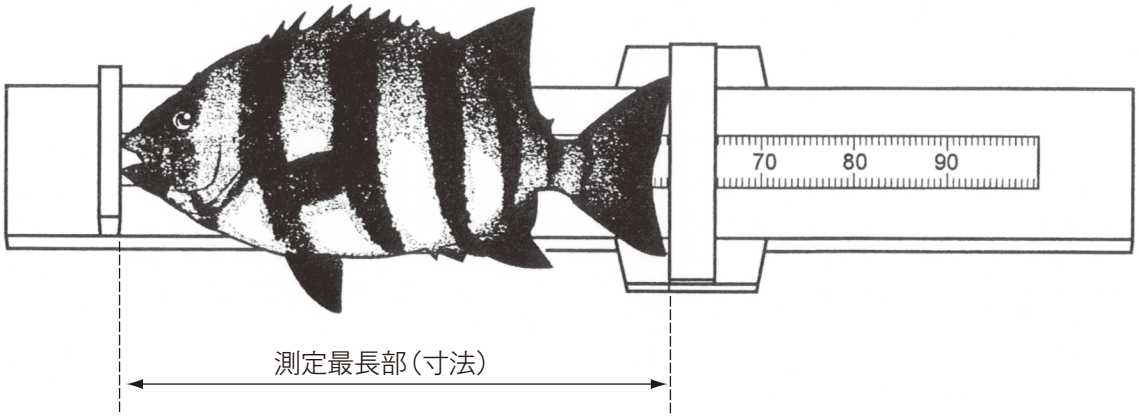

（別添図面2）

# 魚　拓　見　本

魚種　メ　ジ　ナ

釣日　平成00年00月00日
釣場　○○県　○○○
　　○○○○○○

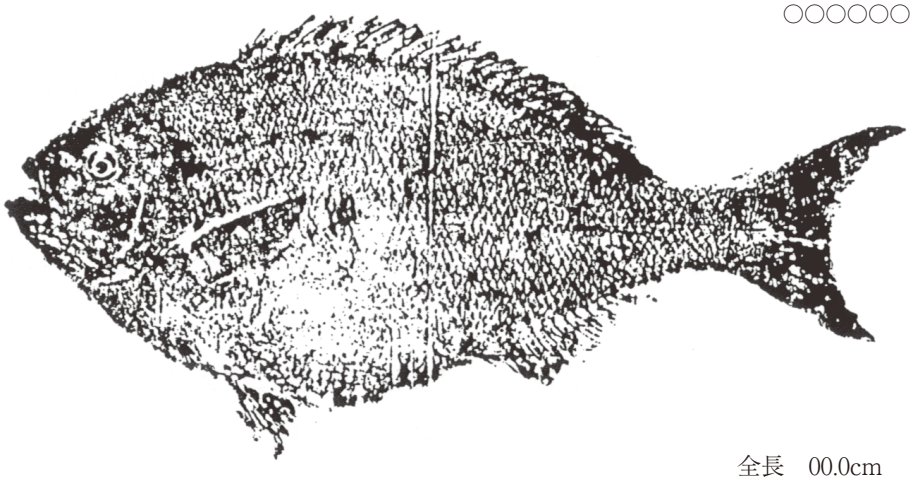

全長　00.0cm
重量　0000g

釣り人　○○ ○○
クラブ　○○○○クラブ
現認者　○○ ○○

全日本磯釣連盟○○支部

（注）連盟に提出する魚拓は魚の位置を中央に平行になるようにして下さい。
　　（確認の公正化を図るためです。）

# 慶弔規定

昭和48年４月１日制定
平成14年４月１日一部改正
平成21年４月１日一部改正

第　1　条　本連盟の会長、副会長、理事、監事、相談役、顧問に対し、連盟は本規定に基づき慶弔の意を表するものとする。

第　2　条　本規定の慶事とは次の事項という。

1.結　　婚

2.叙位叙勲

第　3　条　本規定の弔事とは次の事項をいう。

1. 死　　亡

第　4　条　慶事にあたっては次の基準に従い祝意を表する。

1. 祝　　電

2. 表彰状の贈呈

3. 10,000円を限度とする記念品又は金員の贈呈

第　5　条　弔事にあたっては次の基準に従い弔意を表する。

1.弔　　電

2.花輪の贈呈

3.10,000円を限度とする香典贈呈

第　6　条　前2条（第4条、第5条）の適用にあたっては、該当支部からの申請に基づき、会長が夫々の基準のうちの一項または数項を適用するものとする。

第　7　条　本連盟の代表会員の慶弔に際しては、該当支部からの申請に基づき、会長名にて祝電又は弔電を贈るものとする。

第　8　条　第1条の該当者が病気又は事故のため引続き3週間以上の入院治療をする場合は10,000円を限度として見舞いの金員を贈るものとする。

# 旅費規定

昭和53年４月１日制定
平成14年４月１日改正
令和２年４月１日改正

（通用範囲）

第　１　条　　この規定は全磯連所属員が会長の命により国内に出張する場合の旅費の支給について規定する。

（旅費の内容）

第　２　条　　本規定において旅費とは、鉄道賃、船賃、航空賃その他の交通機関の料金、宿泊費をいう。

（旅費の支給）

第　３　条　　旅行の順路は最も経済的な通常の経路及び方法によるものとする。但し、公務の必要又は天災、交通事故その他やむを得ない事情により変更した場合は、これを順路とみなす。

（手続）

第　４　条　　出張をする者は、予め所定の出張簿に出張用件、旅行予定日数、旅費概算額、その他の要項を記入捺印して、会長の承認を得るものとする。

（旅費支給の時期）

第　５　条　　旅費は出張終了後に支給する。但し、出張前に予め算出できる運賃、宿泊料の合計額を限度として概算支給を受けることができる。この場合出張終了後7日以内に精算しなければならない。

（旅費支給の区分）

第　６　条　　旅費は次の区分により支給する。

| 鉄道 | 船 | 航空機 | その他 | 宿泊料 |
|---|---|---|---|---|
| 普通料金 | 普通料金 | エコノミー料金 | 実費 | 8,000円 |

（急行料金などの支給）

第　７　条　　急行料金及び特急料金は支給する。但し、特別急行料金は1行程が300km以上のときのみ支給する。

2. 鉄道又は船並びに航空機以外の交通機関を利用した場合はその実費を支給する。

（実費支給の場合）

第　８　条　　特別の事由があて、定額の旅費をもって支弁し難いものと認めた場合、又は、出張先で公用のために要した費用で会長の承認を得たものはその実費を支給する。

（証拠書類等の提出）

第　９　条　　実費支給の場合は証拠書類を提出しなければならない。但し、証拠書類のない場合は証明書を添付するものとする。

（旅費の減額）

第　10　条　　次の場合においてはそれぞれ旅費を減額する。

1. 他より旅費の全額、又は一部を支給されたときはその差額を支給する。

（出張報告）

第　11　条　　出張者は用務の経過及び結果について書面又は口頭にて会長に復命しなければならない。

（日帰り出張等の旅費）

第　12　条　　日帰り出張等の場合の旅費は次の区分により支給する。

1. 交通費

イ、遠距離、中距離の日帰り出張の交通費は第6条に準じて支給する。

ロ、近距離の日帰り出張及び外廻りの交通費は実費（鉄道、船とも）を支給する。

（自己都合による場合）

第　13　条　　自己の都合により順路を迂回し又は宿泊した場合は、その迂回又は宿泊に伴う旅費は支給しない。

（決裁による場合）

第　14　条　　本規定に定めるところにより難い場合は、会長の決裁を経て別の取扱いをすることができる。

附則

本規定は昭和53年4月1日より実施する。

附則

この変更規定は平成14年4月1日から実施する。

# 表彰に関する規定

全日本磯釣連盟

本表彰規定は、全日本磯釣連盟の運営・発展大きく貢献したもの、又は全磯連の名誉向上に著しく貢献した会員若しくは部外者に対する表彰基準等を定めるものである。

第　1　条　　表彰の種別と資格

第1項　功労表彰

(1)功労者表彰

資格　　会員で6年以上本部又は支部の役員として精励し全磯連の運営・発展に寄与したもの。

(2)上記の資格に達した会員に対する表彰の時期は、本部役員については本部役員会、支部役員については当該支部役員会で、本人の意向を勘案の上で決定する。

第2項　感謝状・表彰状

(1)会員で人命救助・叙勲等社会的貢献が大であり、全磯連の名誉向上に著しく貢献したもの。

(2)会員及び部外者で、多額の寄付行為・後援等により全磯連の運営・発展に多大な貢献をした個人・法人。

第　2　条　　申請の方法

1項　推選方法

(1)連盟本部は事務局長が、支部は支部長が推薦する。

(2)部外者はその業績に関連がある理事が推薦する。

2項　申請手続・表彰決定

(1)連盟指定の申請用紙に必要事項をもれなく記入し、推薦者の捺印の上4月30日までに本部事務局に提出する。

(2)表彰者の決定は、推薦があったものを理事会(書面決議を含む)に付議し決定する。

第　3　条　　表彰・附則

第1項　表彰は総会にて行う。表彰内容は賞状・記念品とする。

第2項　本規定は理事会で変更できる。

第3項　本規定は各支部が独自に表彰規定を定め表彰することを妨げない。

# 事務局運営規定

（総 則）

第　1　条　本規定は全日本磯釣連盟規約に基づく事務局の運営に関する事項並びに役員の選挙等に関する事項を定めるものとする。

（事務局）

第　2　条　事務局は全日本磯釣連盟規約第41条に基づき設置される当連盟の業務の執行及び会計を司る運営機関であり、会長の指導下に入り、事務局長が之を主宰する。

事務局長は理事のうちより会長が選任する。

（組 織）

第　3　条　事務局は総務部、経理部、事業部、渉外部、海事部、広報部、情報通信部の7部より成る。

但し理事会の議決により各部の統合、改廃を行うことが出来る。

2. 事務局を構成する各部の部長及び部員は、支部の推薦により会長がこれを委嘱する。

3. 事務局に専従職員を置くことが出来る。

（報酬）

第　4　条　事務局長、部長、部員は無報酬とする。　但し専従職員の報酬はこの限りでない。

（業 務）

第　5　条　各部は事務局長の下で主として次の分担による業務を行う。

但し業務の実施細目は会長の指示による。

1. 事業部は主として事業計画の実施計画を作り之を実施する。
2. 経理部は主として予算に基づく経理、出納、記帳を行う。
3. 総務部は主として、庶務及び諸会議に伴う業務を行う。
4. 海事部は主として海難事故に関する予防対策、事故対策、海事共済会に関する諸業務及び全磯連保険に関する業務を行う。
5. 渉外部は主として全釣り協関係業務および渉外業務を行う。
6. 広報部は主として広報活動、マスコミ対策及び記録に関する業務を行う。
7. 情報通信部は主として、コンピュータを利用した、各種データ等の情報管理及びインターネットによる情報開示に関する業務を行う。
8. 選挙長は主として選挙等に関する業務を行い、選挙管理委員会を設置し、別に定める「役員選挙等事務取扱要領」に基づき行う。
9. 区別の判別出来ない業務については会長が分担区分する。

（運 営）

第　6　条　事務局の運営は会長が招集し事務局長が主宰する事務局運営会議による。運営会議の招集は会長の命により事務局長が行う。

2. 運営会議の議決事項は会長の承認を得て実施される。

3. 事務局の部長、部員は総会、理事会、特別委員会に出席し、所管の事項に関する諮問に答え、又は意見を述べることができる。
但し裁決に加わることは出来ない。

（選挙等）

第　7　条　　会長は役員の任期満了に係る選挙等のため、事務局長を選挙長に指名する。

附則　　本規定は昭和53年4月1日より実施する。

附則　　この変更規定は平成14年4月1日から実施する。

附則　　この規定の一部改正は平成21年4月1日から実施する。

## 役員選挙等事務取扱要領

1.　総 則

この役員選挙等事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）は、事務局運営規定第5条第8号に規定する全日本磯釣連盟規約に基づく役員選挙等に関する事務事項を定めるものとする。

2.　役員選挙等の周知

役員選挙等にあたっては、選挙期日の50日前までに理事が会員の立場を代表する者であることを記載し、会長名で代表会員に周知するものであること。周知するに際しては次の事項を通知する。

① 役員改選であること。

② 選挙日時及び場所。

③ 理事による選挙であること。

④ 立候補締切日。

⑤ 立候補届提出に関すること。

3.　役員選挙等事務通知

（1）役員選挙等の周知後速やかに理事及び監事に対し前記2の通知事項を、支部長に対しては期限を指定して理事選任の依頼並びに会長候補者、監事立候補者のとりまとめを会長名で行うものとする。

（2）前記の通知に際しては、理事選任並びに会長候補者、監事選挙立候補者に係る必要書類を送付して行うものとする。

（注）必要書類の例

〔理事選任通知書〕〔会長立候補者通知書〕〔監事選挙立候補届〕

理事及び会長立候補者、監事立候補者の通知

4.　選挙長は前記3の（1）で依頼した事項について、支部長から通知を受けた後、これをとりまとめて会長に報告すると共に、新理事及び監事立候補者に通知するものとする。

（1） 通知は選挙期日の20日前までに行うものとする。

(2)選挙の立候補者数が定数であるとき、前記通知に選挙は無投票となる旨を記載するものとする。

5. 選 挙

(1)選挙長は選挙の当日、選挙会場において選挙立会人の指名を行い、選挙事務を行う。

(2)会長の選挙は会長立候補者が定数を超え投票となる場合、選挙人(理事及び会長立候補者)に投票用紙を交付し、立候補者から定数1名の立候補者名を記載して投票するよう指示するものとする。

(3)監事の選挙は監事立候補者が定数を超えたとき、選挙人(理事)に投票用紙を交付し、候補者から定数4名を記載して投票するよう指示するものとする。

(4)開票の結果、最多数の投票を得た者から順次当選人とする。

(5)選挙人がやむを得ない用務又は事故のため、選挙の当日に自ら投票できない場合の投票は、予め選挙長の指示した方法により投票を行わせることができる。

(6)立候補者が選挙の定数を超えないとき、選挙長は投票を行わず選挙日に立候補者を当選人と決定する。

(7)理事が選挙長を指名された場合、選挙長はその選挙に限って立候補及び投票はできないものとする。

6. 無効投票

次の投票は無効とする。

① 立候補者でない者の氏名を記載したもの。

② 定数以上の氏名を記載したもの。

③ 立候補者の氏名のほか、他事を記載したもの。

④ 立候補者の氏名等内容を確認しがたいもの。

7. この取扱要領は平成14年4月1日から実施する。

附則　この取扱要領の一部改正は平成 21 年 4 月 1 日から実施する。